

令和5年度 社会福祉法人ほのぼの会 事業計画

I 法人重点課題

新型コロナウイルス感染症が5月から5類への変更が予定されており、感染には引き続き留意しながらも、地域との交流行事など利用者の方々と楽しむ機会を積極的に検討していきたい。

職員が権利擁護や虐待防止、意思決定支援の推進について取り組みを深められるよう、法人内研修を充実させるほか、対面での外部研修や会議にも積極的に参加を促し、伝達研修で法人内共有をしっかりと行う。

多機能型事業所「わたしの会社」については、厨房改修による支援スペースの増室を生かし、利用者の方々がより安心安全に過ごせる支援体制の見直しを行う。新年度からの新規利用者の受け入れはないが、養護学校等からの現場実習を受け入れ、次年度からの新規利用者受け入れを検討していく。

共同生活援助事業所「ほのぼの荘」については、「第1ほのぼの荘」「第2ほのぼの荘」とともに、引き続き感染症対策には留意しながら利用者の方が安心して暮らせる生活環境整備に努める。「第2ほのぼの荘」の空床1床を利用した短期入所については、入居者の生活リズムに十分配慮しながら行い、入居に向けた体験の機会を提供する。

II 目標

1 支援活動

利用者の権利擁護を推進するとともに、利用者主体のサービス提供（利用者個人の意向を尊重した支援）に努める。

支援のための保護者との連携を大切にする。

2 地域との連携、交流

個別のニーズに応じた利用者支援のために、行政機関及び各種サービス提供事業所、医療機関等との連携を大切にする。

桜舎、桜舎かふえ、桜舎商店の運営を中心に、地域との交流の機会を充実させる。

ホームページの運営管理、会報等による地域への情報発信をより積極的に行う。

3 衛生管理及び事故、防災対策の徹底

それぞれの対応マニュアルを職員、利用者、保護者で再度確認し合い、万が一に備える。

4 職員研修の実施

年間研修計画のもと事業所内外での職員研修を充実させ、日常的な支援の質の向上に努めるとともに、わたしの会社の理念と各事業への理解を深め、各事業展開に積極的に貢献できる人材育成を進める。

III わたしの会社（生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所）

【運営方針】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定生活介護事業においては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要するものに対して、排せつ又は食事の介護、身辺自立援助、創作活動

[ここに入力]

又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

- 3 指定就労継続支援B型事業においては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業内容】

1 生活介護事業（定員30名）

- (1) 個別支援計画の作成（年2回）
- (2) 基本事業
 - ① 身体介護（食事、排泄、衣類着脱、移動介助等）
 - ② 生産活動支援（養鶏）
 - ③ 創作活動支援（手織り、工作、絵画、園芸、音楽等）
 - ④ 接客、販売、配達、宣伝活動等支援
 - ⑤ 相談・情報提供（医療、福祉、生活相談及び情報提供等）
 - ⑥ 社会適応訓練（会話、外出、生活マナー等）
 - ⑦ スポーツ、レクリエーション
 - ⑧ 健康相談（健康チェック、健康相談）
- (3) 送迎サービス
- (4) 居宅訪問サービス
- (5) 休日開所サービス

2 就労継続支援B型事業（定員10名）

- (1) 個別支援計画の作成（年2回）
- (2) 基本事業
 - ① 生産活動支援（調理）
 - ② 接客、販売、配達、宣伝活動等支援
 - ③ 創作活動支援（手織り、工作、絵画、園芸、音楽等）
 - ④ 相談・情報提供（医療、福祉、生活相談及び情報提供等）
 - ⑤ 社会適応訓練（会話、外出、生活マナー等）
 - ⑥ スポーツ、レクリエーション
 - ⑦ 健康相談（健康チェック、健康相談）
- (3) 送迎サービス
- (4) 居宅訪問サービス
- (5) 休日開所サービス

IV ほのぼの荘（共同生活援助事業所及び空床利用型短期入所事業所）

【運営方針】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定共同生活援助事業においては、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。
- 3 指定空床利用型短期入所事業においては、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 ほのぼの荘の地域連携を進めるために、町内の方々にほのぼの荘を知っていただく機会として普段の散歩や挨拶の他に、一斉清掃や町内会主催の夏祭りに積極的に参加する。また見学会や茶話会などを企画して交流を図るよう努める。

【事業内容】

1 共同生活援助事業 第1 ほのぼの荘（定員6名）及び第2 ほのぼの荘（定員6名）

- (1) 個別支援計画の作成（年2回）
- (2) 基本事業
 - ① 食事提供
 - ② 身体介護（食事、排泄、入浴、衣類着脱、移動介助等）
 - ③ 健康管理の支援
 - ④ 金銭及び財産管理の支援
 - ⑤ 余暇利用の支援
 - ⑥ 緊急時の支援
 - ⑦ 相談・情報提供（医療、福祉、生活相談及び情報提供等）
 - ⑧ その他日常生活に必要な支援
- (3) 帰宅時支援
- (4) 日中支援

2 空床利用型短期入所事業 第2 ほのぼの荘

利用されていない指定共同生活援助事業所の居室等において、利用者に指定短期入所事業を行う。

- (1) 基本事業
 - ① 食事提供
 - ② 身体介護（食事、排泄、入浴、衣類着脱、移動介助等）
 - ③ 健康管理の支援
 - ④ 緊急時の支援
 - ⑤ その他日常生活に必要な支援
- (2) 送迎サービス

[ここに入力]